

中部運輸局  
自動車交通部

令和元年6月19日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 小笠原、森、深谷  
Tel 052-952-8036岐阜地区のタクシー運賃改定を見送り  
～運賃改定申請率が7割に達せず～

平成31年3月14日から受付を開始した岐阜地区(※)のタクシー運賃改定申請については、令和元年6月13日をもって3ヶ月の受付期間が終了しました。その結果、申請等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が岐阜地区全事業者の車両数の7割に達しなかったため、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について」(平成14年1月18日付け中運局公示第249号)に基づき運賃改定手続の開始に至らなかったことをお知らせします。

1. 運賃改定申請等受付期間  
平成31年3月14日～令和元年6月13日
2. 申請等の結果  
申請等事業者数 : 2事業者(岐阜地区全事業者数40事業者)  
申請等事業者車両数 : 122両(岐阜地区全車両数1685両)  
申請等の割合 : 7.24%(122両/1685両)

## (※) 岐阜地区(運賃適用地域)

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市(ただし、加子母の区域を除く。)、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡(坂祝町、富加町)、可児郡の17市18町の地域

## 【参考】

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について  
(平成14年1月18日付け中運局旅二第249号) ※抜粋

## 2. 運賃改定手続の開始等

- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初に申請があったときから3ヶ月の期間の間に受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。
- (2) 略
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。